（実施計画に関する経過措置）

第四条　施行日を含む事業年度に係る新法第二十条第十三項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行の日以後遅滞なく」とする。

（中期経営計画に関する経過措置）

第五条　新法第七十条第一項及び第二項の規定は、平成三十三年四月に始まる事業年度から適用し、同月に始まる事業年度より前の事業年度については、なお従前の例による。

２　この法律の施行後新法第七十一条の二第一項の規定により最初に定める同項に規定する中期経営計画は、平成三十三年四月を当該中期経営計画の期間（同条第二項第一号に規定する期間をいう。）の始期としなければならない。

（認定基幹放送事業者の地位の承継に関する経過措置）

第六条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた放送法第九十八条第二項の認可の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、認可又は不認可の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新法第九十三条第一項の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（電波法の一部改正）

第十条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号ロ中「第九十三条第一項第四号」を「第九十三条第一項第五号」に改め、同項第五号中「同項各号」の下に「（第四号を除く。）」を加える。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正）

第一条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「一般事業主行動計画」を「一般事業主行動計画等」に、「第十四条」を「第十八条」に、「第十五条」を「第十九条」に、「第十六条・第十七条」を「第二十条・第二十一条」に、「第十八条―第二十五条」を「第二十二条―第二十九条」に、「第二十六条―第二十八条」を「第三十条―第三十三条」に、「第二十九条―第三十四条」を「第三十四条―第三十九条」に改める。

第七条第一項中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節　一般事業主行動計画等

第十条第一項中「次条及び第二十条第一項において」を「以下」に改め、「次項」の下に「及び第十四条第一項」を加える。

第三十四条中「第二十六条」を「第三十条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十三条中「第二十九条、第三十一条」を「第三十四条、第三十六条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十二条第一号中「第十条第二項」の下に「（第十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号から第四号までの規定中「第十二条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十一条第一号中「第十二条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十二条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条各号を次のように改める。

一　第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十条を第三十五条とする。

第二十九条中「第十二条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第三十四条とする。

第五章中第二十八条を第三十三条とする。

第二十七条中「から第十二条まで」を「、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十六条中「一般事業主」の下に「又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主」を加え、同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公表）

第三十一条　厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第四章中第二十五条を第二十九条とし、第二十四条を第二十八条とする。

第二十三条第一項中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」を「第二十二条第三項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条を第二十六条とし、第二十一条を第二十五条とする。

第二十条第一項中「、認定一般事業主」の下に「、特例認定一般事業主」を加え、同条を第二十四条とする。